

信仰の霊地・極楽寺

文化財としての極楽寺

まず、文化財とは何でしょうか。昭和25年に制定された文化財保護法によると、「第二条、この法律で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。

1. 建造物、絵画、彫刻、工芸品・書跡ご典幡・古文書・その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料(以下「有形文化財」という。)

2. 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

3. 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗資料」という。)

4. 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとっては歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む。)でわが国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)、とあります。

この中の「わが国にとって」という所を「廿日市にとって」と変えますと、何が廿日市の文化財に該当するかが大略わかります。

1の建造物から見るとすると、まず、第一に極楽寺本堂(県重要文化財)を挙げなくてはなりません。

極楽寺は寺の棟札覚控に「永禄5年8月(1562)に毛利元就を大檀那として住持祐源によって再興された」との意味の棟札の写しがありますので、永禄5年には既に本堂があり、それが荒廃していたので、元就によって再興されたことがわかります。

ちなみに永禄5年8月というのは、丁度元就が石見国を平定したときですし、9月には出雲に兵を進めているのです。

この永禄5年に既に本堂があったことは、69年遡った明応2年(1493)の鰐口が現存していることでも証明されます。これも現在、県重文に指定されています。

この鰐口は直径45糎あり堂々たるものです。これを掛けていた旧本堂は恐らく立派なものであったと推定されます。当時、既に寺には鐘楼もあり、明応5年(1496)の鐘があったことが、現在の鐘の銘文から判明します。

また、この明応五年の鐘はその前にあった鐘が賊に盗まれてなくなったため、幾年かの後にまた作られたと銘文にありますから、明応よりずっと前にも相当な寺であったことがわかります。この鐘を寄進した大檀那は巖島神主家の藤原宗親ですから、神主家のいた桜尾城とそこから北西に眺められる極楽寺山との地形的関係からも藤原氏が極楽寺の大檀那であっただろうと推定されます。

このように考えますと、少なくとも室町から鎌倉に遡って藤原氏を大檀那とする極楽寺の存在が推定出来ます。また、頂上附近に残る自然林から見ても、ここが古くから寺領として保護されていたことがわかります。

この明応の鰐口、鐘は共に作者は久信とあります。神主家には専属の絵皮師、大工、治工がいましたから、久信もその一統と思われれます。

さて、本堂について述べましょう。

先ず、この建物が国の重文にならなかった理由は創建時の古材が非常に少ないということだと思いますが、この古材が少ないため文化財としての観賞も難しいわけです。

しかし遠望しますと、落ちついた軽快な建築であるのがわかります。

平面は方三間の母屋に四方一間の裳階をつけた、二重屋根桧皮葺の方形造りで、正面は上の屋根が前へ長く延びて軒唐破風の向拝を形戒しています。

この唐破風の向拝は慶応3年の再造であるらしく、美しい形とは言えません。従って側面から見た方がよく、側面は日野の法界寺の阿弥陀堂に似た軽やかさがあるとされています。近づいて見ますと、外廻り一間の裳外の部分は方柱を用い、母屋と海老虹梁で連絡しています。

しかし、垂木を含めすべて新しい松材を使用し、古様を失っているのです。

では外面でどこを見るべきかと書きますと、両側面の火燈窓が見所でしょう。

正面の火燈窓が後補の形の悪いものですから、比較すれば室町時代の形がわかります。しかし、形から見れば、室町のは鎌倉のものより数段下ります。

内部に入ると、正面後寄りに須弥壇があり、厨子があります。厨子は不似合に大きく、他から持ってきたものであることがわかります。

両脇の来迎柱からは前へ二間に亘って二本の大虹梁を架し、中央に大瓶束を立てて方一間の内陣の天井を造り、その四周へは扇垂木を使った化粧屋根裏とし、柱毎に海老虹梁を架けてあります。このような構架法は全く唐様(禅宗様)の伝統を受けついでいるものなのです。

この唐様の手法に関して牛田の不動院金堂(国宝)は現存中世禅宗仏殿中最大の規模のものであり、また、極楽寺の永禄5年より22年遡る天文9年の創建ですので、あたかも極楽寺本堂が不動院金堂を模したように言う人もありますが、不動院金堂が山口から牛田の地に移建されたのは天正年間のことですから、直接の関係はないのです。

しかし、同じような手法が見られるのは、大内氏の文化圏、または大内氏の滅亡後、その庇護を失った工匠たちが、毛利氏の下に移って来たためではないでしょうか。

慶長・宝永の修理

極楽寺本堂について、前号の続きを述べます。この建物が永禄5年(1562)、毛利元就の寄進によって出来たことは前に述べた通りですが、その後この建物はたびたびの修理を経て現在に及びました。

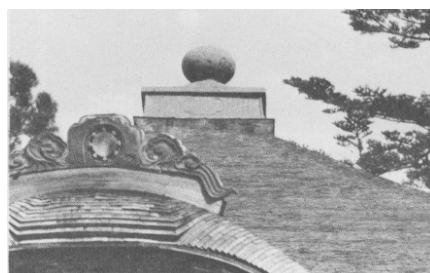
先ず・宝形造の屋根の宝珠の下の露盤に次の銘文が見られます。(隻眼鏡で読むことが出来ます)

上新造「極楽寺御堂」之上葺寺舛「鑄貌共仁以」
之矣者也」且那藤原朝臣「宍痘①事備」
前守元次公「本願法印」②宗」③慶長四天」
己亥霜月吉日」良辰」竜雲」奉之」

① 簷 ② 祐 ③ 岑



極楽寺本堂



極楽寺宝形造りの屋根

とあり、即ち、慶長4年(1599)に祐宗が大檀那として宍戸備前守元次を得て屋根の修築を行っているのです。(再建より37年たっています)

この宍戸元次と当寺との関係は私が初めて発見した事ですが、これまでは露盤が屋根の上にあるため実見の機会に乏しかったことと、とかく毛利氏との関係で当寺を見ようとする偏見がこの宍戸氏との関係を見逃していたのです。

例えば、「広島をめぐる山の研究」にも「現在の本堂は永禄5年毛利元就公の再建せるものであるというから昭和5年を去る実に368年の星霜を経たものである。

県下稀に見る美事な檜皮葺宝形造りの屋根の擬宝珠は銘の写がないので確かな年代は判らぬが徳山毛利侯三代の祖元次公の寄進ということであるから永禄5年より150年程経った享保の年代にも大修理が行はれたものであらう。」と元次を徳山の毛利元次に擬しているのもこの間の事情によるのです。

宍戸元次は毛利家の族将ですが、もともと宍戸氏は関東武者で、建武元年に高田郡甲立村の地頭として入って以来、安芸の国の豪族として続いてきたのですが、後に毛利氏と姻戚関係が出来、その族将として活躍したのです。

国道54号線が甲立でトンネルをくぐりますが、その上の丘陵が宍戸氏の居城、五龍山城の址です。周囲凡そ15町、平らな壇が東西に11区、南北に9区あったと言いますから山城としては相当の規模で、ここに宍戸氏は元次まで11代居城していたのです。

高田郡誌に「元績 甲立五龍山城主たれども毛利輝元の命に因り備中国鬼身の要害を護る、後帰る、豊太閤征韓の時従軍し、文禄元年より慶長3年に至るまで前後兩役彼陣中にあり、事は詳に毛利氏記中に合載す。」とあります。

同じく、元次に関して、通志には「光明寺城(五日市) 一に高崎と称し今は亀山という、宍戸元績(甲立五龍城主)の守所たり。」「宍戸元績宅址 海老山の北麓にあり。」とあり、また、巖島神社の古文書にも、天正20年3月朔日棚守左近将監宛の書状などもあり、この地方とは深い関係があるのです。

また、元次は毛利家文書1038慶長20年卯月14日付の12名連署の起請文にも「輝元 秀就 秀元 元宜 元鎮 元俱 吉川広家 広正 宍戸元績 阿曾沼元随 繁沢立節 元景」と九番目に名を連ねている事によっても毛利家に於けるその地位は明らかです。

この元次にとって極楽寺の修理をした慶長4年は、彼が前後6年の朝鮮在陣より無事帰還したその翌年にあたるわけですから、この露盤に名を刻んだ彼の奉獻の心的機制もわかるような気がします。

ちなみに、彼の宅址があった海老山の北麓は相当に地形が変貌しているわけですが、宅址は広電五日市駅と国道二号線のあたりと言われ、以前はその石垣の跡もあったそうです。現在、海老山の護国神社の傍に五輪塔27基が集められていますが、恐らく宅址関係のものではないでしょうか。

以上、露盤の銘文について考察しましたが、次にその上の宝珠について見ますと、ここにも次の銘文があります。

宝永元季卯月 吉辰月当寺 代恵海浩之 冶工 山田氏貞能即ち、慶長4年(1599)の修理から105年を経た宝永元年(1704)に宝珠の修理が廿日市の鋳物師山田貞能によって行われています。

貞能は山田塚の19代で、18代の貞栄と共に最も多く作品を残した人です。常国寺の山田家の墓地の「享保十八癸丑二月二十日 妙法 信敬院宗運日然靈位」とあるのが彼の墓です。記録される作品を若い頃のものから挙げると次の如くです。

洞雲寺鐘(元禄八年四月)

大頭神社鐘(元禄十五年十一月)

巖島神社多宝塔相輪(宝永三年)

常念寺鐘(宝永六年九月)
浄教寺鐘(享保元年十月)
西福寺鐘(享保十年秋)
最禅寺鐘(享保十一年仲春)
立善寺鐘(元文四年七月)
西法寺鐘(元文五年三月)
巖島神社燈箭(月日不明)

この中で面白いのは、立善寺と西法寺の鐘が彼の死んだ後、5、6年して出来ていることです。死んでから作品が出来たわけですが、はたしてそこにはどのような事情があったのでしょうか。

極楽寺の荒廃

前々号より極楽寺について述べ、本堂の慶長及び宝永の修理まで述べました。

この本堂の修理に関しては、宝永元年(1704)より84年下った天明8年(1788)に、天明八年戊申四月吉祥日本堂キリノカワ柱不残替御拝屋弥葺替其他廊下ふきかえ本堂茅葺替木部屋一字建立 地識堂ふきかへ

現住本坊瑞如

庄屋 当村理平太

口口同 代困

大工 こふ助木挽坪平

と「極楽寺浄土王院諸控」にあ不残替にあります。この中で「キリカワ柱不残替」とありますのは「北の側柱不残替」のことだろうと考えられています。

このように北の側だけを替えたとなると、逆に南と東と西側には古い所が残っている理窟になるはずですが。

専門家の見られた所では、裳階廻り(外廻り一間の吹き離しのところ)には古い材料がなく、皆新しく江戸時代に替えた材料で、しかも、同じような経年を示しているそうです。裳階廻りの屋根の裏に見える垂木も創建当時のものではなく、軒の出も少し浅くなっています。それは上層の屋根の出と比較しますと、下層の出が浅いのがわかります。

次に、この天明8年の修理から2年を経て、同じく瑞如により、寛政2年(1790)に本堂の下屋根の葺替及び仁王門の屋根及び柱の取替が行われています。

本堂の左側に一基の立派な宝篋印塔がありますが、この銘文に、

惟時文政三年庚辰十月芸州佐伯郡白砂村

上不見山極楽寺現主瑞宝敬建

当村 山村伯元

割庄屋上伏谷 竹内甚九郎

同役白砂村 山村秀蔵

当村組頭 河野藤兵衛

当村社倉役 山村常蔵

当村同役 小方与一

当村 漁八良次

とあります。

この立派な宝篋印塔がなぜ建立されたかを考察しますと、



極楽寺西側の宝篋印塔

本堂の慶長銘年の露盤の下には四角の台が入れてあり、これに

維時文政三年「庚辰十月」芸州佐伯郡白「砂村不二見山」極楽〇〇〇〇」〇〇〇」当村「山村伯元」〇〇伏谷」竹内甚九郎」同村白砂村」山村秀蔵」当村組頭」河野藤兵衛

とありますので、寛政2年(1790)より30年を経た文政3年(1820)に又々本堂の修理があったことがわかり、この修理が恐らく大がかりなものであったため、この修理の記念としてこの宝篋印塔が建てられたのではないのでしょうか。

このように考えますと、本堂内部で二本の大虹梁やまわりの海老虹梁のような長大な構架材が後補材に取替えられています、それが行われたのもこの時ではないかと推論されます。

内部の梁をやり替えねばならない状態とは相当に荒廃していた時があったことを物語っています。が、このことを裏付けるような記載が前述の諸控の中に次のようにあります。

往時ハ当山寺領五百石有之候得共福島左衛門大夫殿被没収尤為勘忍料現米参拾石宛永々被宛行山林拾八町四方永々寄附二而御座候處天和年中之往持教道申者④聊不埒之儀御座候故重キ御咎ヲ蒙申候由其時節ヨリ無縁二相成唯山林四町四方寺付ニ相成候事云々

④ 敷

とあり、つまり、以上の記載から、巖島神主家及び毛利氏の庇護のあった頃の寺領500石から福島氏の検地によって30石の給付と山林18町となり、次にそれが天和年中(1681~83)の住持教道の不始末によって無住となり、山林も4町に減ったことがわかります。

この無住がいつ頃まで続いたのかよくわかりませんが、少なくとも、江戸前期から中期にかけて、無住、或いは正覚院や円明寺による兼住などが繰り返され、極楽寺にとってはいわば衰運期であったと言えます。

この衰運はただ極楽寺だけのことではなく、眞言宗寺院全般に言えることで、単に福島氏による寺領の没収による経済的な打撃によるだけでなく、それは真宗寺院の進出、安芸門徒の増加と密接な関係があったと思われます。

この地方の真宗寺院は殆んどが戦国から江戸初期の開基、または改宗ですが、例えば、大正12年発行の広島県史によると、佐伯郡の真宗寺院67の中に、天台3、真言12、禅21、計36の転宗を含んであり、当時の宗教界の流れがわかり、逆に、眞言宗寺院として残った寺院の苦難がわかるのです。

しかも極楽寺は山頂の寺院ですからその荒廃は大きかったと思われます。

以上、本堂の修理から、極楽寺の寺運を推定してみますと、即ち第一期は明応を中心とする「明賢」、「明源」の時代であり、大檀那としての藤原神主家があります。

やがて藤原氏が滅びると衰運、或いは住時の交代があったと推定され、次に第二期隆盛期として、毛利家に依存する「②源」「②宗」の時代があり、次に福島一浅野と政権の交代を経て、江戸初期からは無住、或いは正覚院や円明寺による兼住が短い期間で交代を繰り返したと推定されます。

② 祐

その間には、初期の「宥然」、延宝の「秀恵」、天和の「教道」、宝永の「恵海」等の住持が居り、江戸後期に入り、「瑞如」「瑞宝」「瑞真」などの第三期回復期になり、その後には第四期となり現在に至るのではないのでしょうか。前述の本堂内部の大虹梁や海老虹梁の替りかえや・鏡天井を格子天井への変更、または、恐らく四半に敷かれていたであろう床の現在の板床への変更などは、このように寺運に盛衰のあったことを建物自体が告白しているとも言えます。

いずれにしても極楽寺本堂は廿日市町では最も古く由緒ある建築物であります。今後の保存維持には十分な措置がなくてはなりません。

毛利・福島時代

前号に於て、江戸時代における極楽寺の荒廃について述べましたが、少し加えておきたいと思ひます。

前号に於ては本堂内部の大虹梁や海老虹梁のような長大な構架材が後補材に取り替えた大修理の時期は宝篋印塔を建立した文政3年(1820)の修理のときと推定しましたが、新しく極楽寺諸控の他の資料から見て、本堂の構架材を取替える程の大修理をしたのは享保12年(1727)であったと推定します。

その理由は寛延2年(1749)に極楽寺が無住荒廃のため、管理者として白砂村が修理のため留山の立木伐採を願ひ出た文書の中に「貳拾ヶ年以前本堂建立之時分」とあり、また、同じく、安永元(1772)にも同様の願ひを出した文書に「享保拾貳年本堂建立之時分」とあり、当時としては極楽寺の本堂は享保12年(1727)に建立したものと考えていたことがわかるからです。

つまり、現在の建物はこの享保12年に古材を十分に活用しながら建てかえられたものと考えれば、建物の持つ室町的気分と、またそれにそぐわない江戸的気分の混在する理由が理解出来るのです。

このように江戸期に入って極楽寺が荒廃した原因に、前号でも述べました福島正則による寺領の没収が挙げられるわけですが、このことはただ極楽寺だけのことではなく、例えば、可部の古刹福王寺の如きも「昔、寺領凡二千石ありしといふ、福島氏より、九石となし、七口の月俸を施し、一山を以、香燈料とす」という状態で、旧宗派寺院の没落の原因はここにあったわけです。普通よく言われることに、このような政策を行ったのは福島氏が武断一辺の戦国武将で、文化的配慮が無かったための如く言われますが、実はそうではなく、この寺社領の没収が申世と近世の間に一線を劃した重要な土地政策の一つで、以後、浅野氏にも引きつがれた基本的な近世封建制の支配原理であったためです。

常識的に考えると、福島正則は秀吉の家来ですから、正則が広島に入ったのも秀吉との関係の如く思い易いのですが、実は慶長3年(1598)に秀吉が死に、慶長5年(1600)に関ヶ原の戦いがあり、秀頼を擁して敗れた石田三成に組みした毛利氏が広島から萩に左遷され、そのあとへ、家康に組みして大功をたてた正則が安芸備後49万8千石の大守として、広島に入部したのです。ですから、この福島時代(1600-1619)を近世幕藩体制の始まりと考えなくてはなりません。

このあと、浅野氏が入部するわけですが、とにかく、江戸時代の資料には都合の悪いことは何でも福島氏のせいにしてしている所があります。

さて、本尊の千手観音菩薩像は丈六の座像で、仏像彫刻では第一入者である佐和隆研先生が、頭部と胸のあたりは平安中期のもの、腰から下、及び手は後補と鑑定されていますが、寺伝によると、天平9年に行基が大仏殿勧進諸国回行の砌、

「当国二至リ巖島二渡リ玉フ時、当山ノ方ヨリ光明ヲ放チ遙カニ沖ノ海上ヲ照ス(中略)此二古キ②頭アリテソノ傍ラニ有リケル杉大樹ヨリ<今此里ヲ地名大杉トイフ>光明赫⑦トシテ照ス(中略)之ヲ御素木トナシテ始ノ木ヲ以テ四十八躰ノ弥陀仏ヲ作玉フ、次ニ坐像八尺四十臂ノ本尊千手観音ヲ彫刻シ玉フナリ、亦次ニ薬師仏ノ像ヲ造リ玉フ<近穂之田ノ薬師尊也>、ソノ余木ヲ以テ諸仏菩薩ノ形像ヲ作り玉フナリ」とあります。

② 祐

このように行基作と伝えられる仏像は全国に無数にあり、弘法大師作(空海作)と共に伝承の一つの型となっているわけですが、この寺伝の中で興味のあることは、巖島との関係が述べられていることと、素材としてこの山のである大杉を用いたという二点です第一点については前に弥山・巖島神社(内宮)・地御前神社(外宮)及び極楽寺の方向性について述べましたので略し、第二点について述べます。

仏像を作る素材は色々あります。例えば、金銅・塑土・乾漆とありますが、一口に言うと、高価で製作には時間もかかります。従って、日本に於ては木材が最も簡便な素材であるわけです。この木材を素材とした仏像を見ますと、最も桧が適しており、天平から現在まで製作されています。

これに対して、松は飛鳥と江戸だけで他の時代にはほとんどありませんし、楠は飛鳥と平安後期中期と末期に多く、奈良前期と平安後期の初期にややあり、その他の時代には殆んどありません。

また、榧は天平から鎌倉中期までで、その他の時代にはありません。このように考えてきて杉はどうかと考えますと、杉は平安後期中期と末期と、江戸時代しかないのです。

極楽寺の場合、江戸時代ということは有り得ませんから、つまり、平安後期中期・末期に限定されます。このように見てきますと、大杉を切って作ったと言う伝承は行基・空海の時代には遡らないとしても、意外にその起源の古いことに驚かされます。

勿論、この寺伝の文章は後世、文政年間のもので、大杉のあった地名大杉は現在の五日市町河内の大杉ですが、これが極楽寺の真北にあたっているのも、不思議と言えば不思議です。

この寺伝はつづけて、「本尊千手観音ヲハ当山ノ勝地南ノ峰に安置シ奉リシ、今ノ観音堂之ナリ」とありますが、5万分の一、或いは2万5千分の1の地図を開いて見ますと、如何に昔の人が適確に地形をつかんでいたかがわかります。極楽寺山の頂上一帯は極楽寺・大杉・中伏・後畑と所謂準平原上の一区劃を形成する地形的ブロックで、極楽寺の位置はその一画の南の突端にあるわけですが、寺の位置がここに定められたのはそこが眺めがよいからではなく、南にあたるからだと言うことは注目すべきです。

終りに、行基・空海が問題となるのは真言宗などの寺院に於てですが、原の長野・国実・川末のお堂にある(又はあった)大日如来・薬師十二神・虚空蔵の仏像はそれぞれ行基の作であると、下調帖に記載されています。恐らく極楽寺の寺伝によったものか極楽寺と下寺などの関係があったのではないのでしょうか。

任助親王と祐宗

前々号に於て、毛利氏に代わった福島氏により極楽寺の寺領が500石より30石に減少したことを述べましたが、同じ真言宗でも五日市町三宅の円明寺がすべて検地になったのに比べるとまだよかったわけです。この30石が残った理由は色々あると思いますが、その一つとして、極楽寺には「巖島御室一品任助法親王の御位牌」が安置され、その菩提寺であったためと思われる。

そして、最も重要な点はこの法親王の葬儀にあたり、引導の正導師を勤めた極楽寺の住持祐宗法印が福島氏(1600-1619)の検地(1601)のときに極楽寺の住持として健在であったことだと思います。このことは前に述べた円明寺について比較すればよくわかります。

この円明寺については明治15年に廃寺再興のために出された文書に付せられた安政年代以後に書かれたと言われる円明寺文書によるので、少しく正確さに欠けますが、その申に同寺が天正15年(1587)に悉く焼失したことを記し、その後、慶長13年(1608)に毛利輝元によって再建せられたとしています。

しかし、慶長5年(1600)には関ヶ原の戦があり、毛利輝元は広島を去っているのですから、この再建はなかったと考えられます。

つまり、円明寺は任助法親王の葬儀のときは極楽寺住持と並んでその副導師を勤め菩提寺となったのですが、その後の火災のため荒れ、そのような状態で検地となり無縁になったものと考えられます。

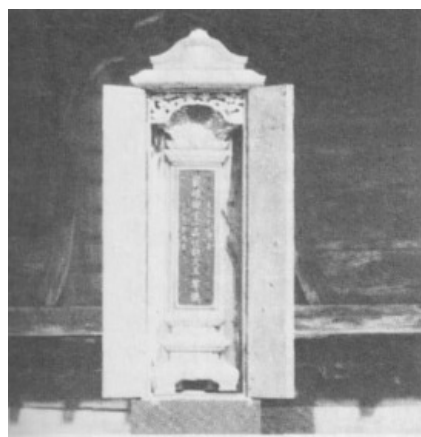
さて、それではこの「巖島御室一品任助法親王」とは如何なる方でしょうか。日本百科大辞典によると、

「任助法親王。真言宗仁和寺の門主。伏見宮貞敦親王の第四子にして母は三篠太政大臣實香の女なり、大永四年生る。諱は熙明といふ。

後奈良天皇の猶子となり、天文中親王の宣下を蒙る、天文8年12月25日仁和寺の真光院に入り其日薙髮出家す。戒師は僧正尊海なり。

11年4月真光院に於て尊海に従ひて灌頂の壇に入り五瓶の法水に浴す、21年牛車の宣旨を給はり23年直に二品に叙せられ12年禁中小御所に於て百部仁王經諸經の導師を勤む。

元龜3年5月一品に進み天正4年5月修法を行ひ12年(1584)11月29日安芸宮島にて入滅す、年六十。世に巖島御室といふ。」



任助法親王御位牌

とあります。つまり、簡単に言うと、後奈良天皇の養子で仁和寺の門跡である任助法親王が宮島に寄られたときに死なれた。と言うことです。

そして、大野の赤崎で茶毘に付されたのですが、その墓と称するものが大野の赤崎と円明寺境内のニケ所であり、明治の終りの頃から話題となり、昭和五年頃、赤崎の地が御陵と決定し、現在に及んでいるのです。

大野町に宮内庁の管轄になる御陵があることは案外に知られていません。宮島口から二号線を下り、直ぐに右手に入る汽車の踏切がありますが、その踏切を渡った線路の傍がこの御陵のある所なのです。

しかし、この決定は不明瞭なものを残しています。決定的な資料を得ないままに、政策的に決定されたと言えましょう。

では、二つの墓の関係をたどってみましょう。

先ず、赤崎のことが出てくるのは巖島道芝記で元禄十年(一六九七)のことです。

「任助親王遷化に及び西方院へ下りさせ世をさらせ給ひしかば御遺骸をむかふの地へわたして葬り奉る。其の所を名付けて御室山といふなり。当島より亡腔を送る所なり。」とあります。これが世に公けにされた最初ですが、法親王の死後、113年たっているのです。

この文章で注目すべきはこの本が観光ガイドブックでありながら、赤崎の石塔の存在をしるしていない点です。

即ち、現在の石塔は五輪塔で正面に巖島御室・右面に天正十二年甲申歳十一月二十九日とありますが、この石塔は天正12年頃に建立されたものでないことを証明しているのです。

この石塔が桃山・江戸初期のものでないことは道芝記をかりるまでもなく、その様式から明らか所ですが、昭和5年頃、宮内省も広島県の史蹟係もまた磯貝勇氏もこの石塔を天正のものとして論を進めている所に根本的な誤りがあったのです。

即ち、道芝記によって任助法親王のことがクローズアップされましたので、それによってこの石塔が作られたのです。

様式よりすれば1700年代後半のもものと推定されます。之に対して円明寺の宝篋印塔は碑文に「時元文二(1737)丁巳歳春日建之」とありますから、先ずは五輪塔も宝篋印塔も大略同

じ頃に建てられたわけです。(宝篋印塔の方が少し古い)そしてこの碑文の中には「葬遺骸於此處也・茂草墳墓荒廢・今歲顧此古丘埠・建此宝塔再崇皇孫之旧跡」があり、道芝記が赤崎を葬地とするが如く、この碑文がここ円明寺を葬地であると主張しているのです。

かく見てきますと、この争いは五分五分で決定的な資料は無いとするのが妥当だと思います。

この円明寺は福島氏の検地後無住となったのですが、これを管理したのは正覚院でした。

また明治になり荒廢した円明寺が廢寺になったとき、この墓の埋没を憂いて再興をはかったのも正覚院住職管梅隆海師であったのですが、それも元をただと正覚院の管現する極樂寺の「巖島御室一品任助法親王」の御位牌を安置する菩提寺としての因縁ではないでしょうか。